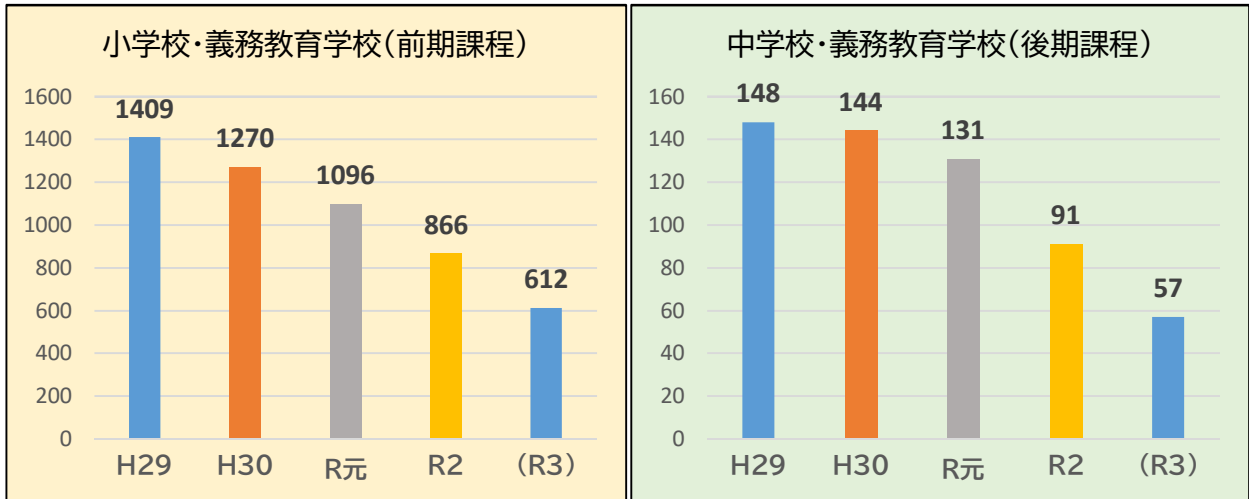


亀岡市立学校におけるいじめの状況

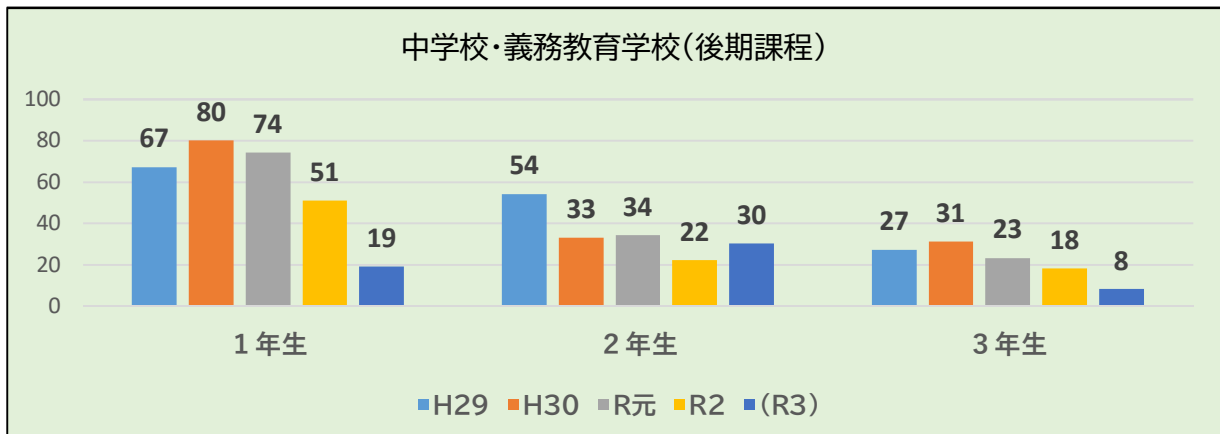
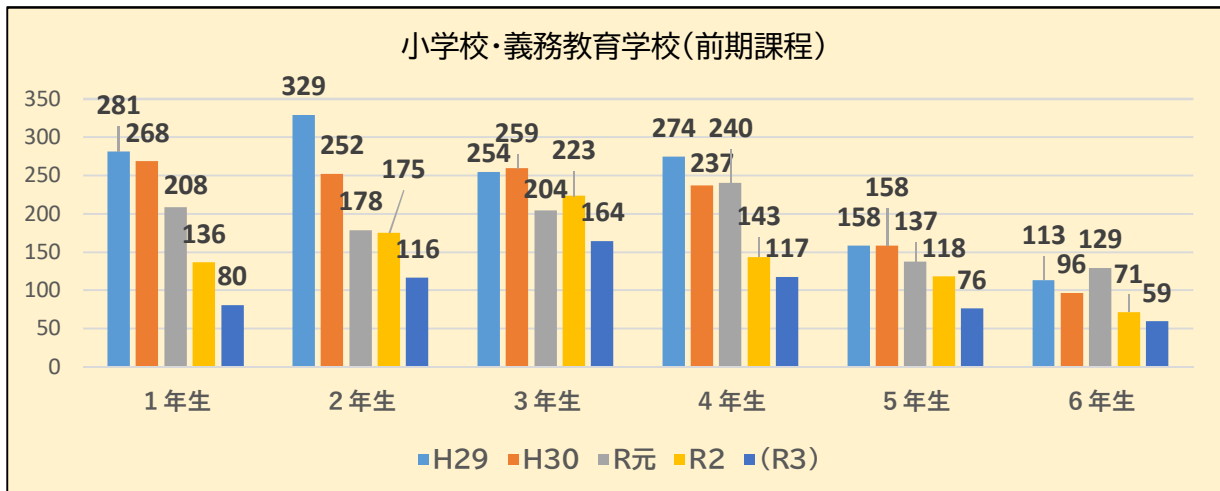
令和3年度亀岡市いじめ防止対策推進委員会
令和4年2月16日

平成29年度(H29)から令和2年度(R2)の数値は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より抽出しています。
令和3年度(R3)について、まだその調査が実施されていないため、参考値として1学期に実施した「京都府いじめ調査」より抽出しています。

1. 認知件数

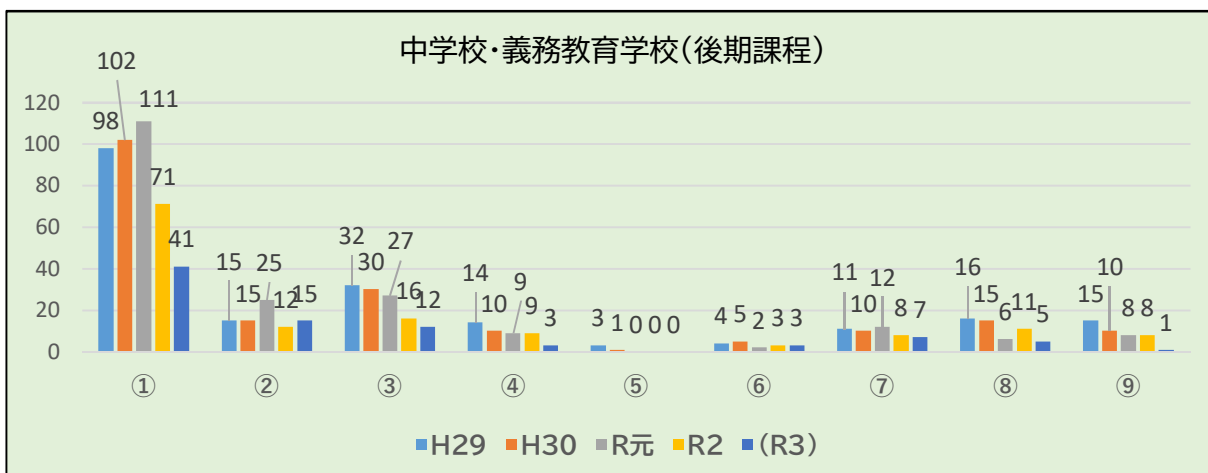
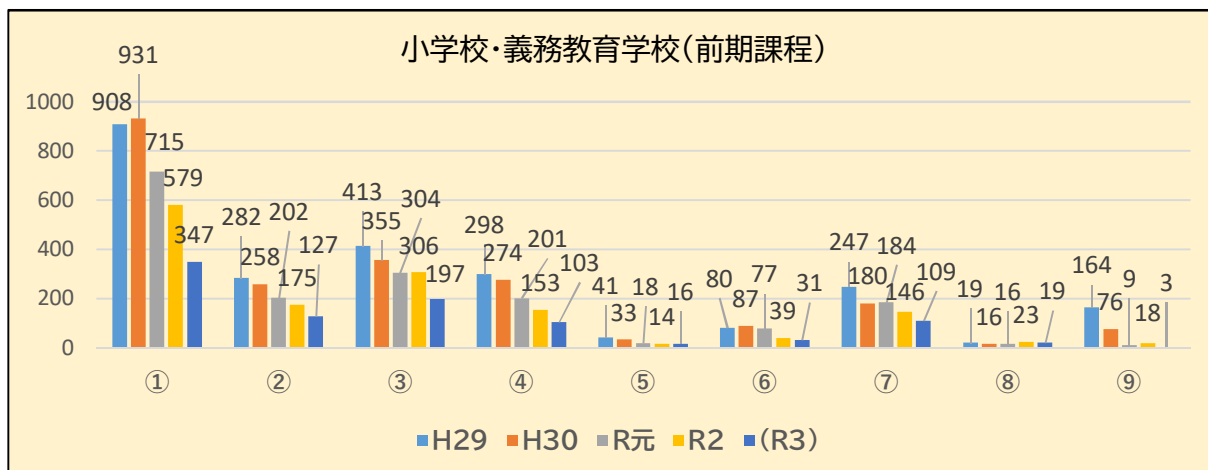


学年別



2. いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他



3. 解消率

いじめが「解消している」状態には、少なくとも次の2つの要件が必要である。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。*相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

	H29	H30	R元	R2	(R3)
小学校	92.4%	96.3%	94.4%	92.3%	1.1%
中学校	89.2%	98.6%	97.7%	94.5%	8.8%

* 令和3年度の「京都府いじめ調査(1回目)」において認知したいじめについては、2学期に実施された2回目調査とあわせて、追跡調査を実施している。